

2025年 4 月 薬価改定に伴うご案内
(薬価基準収載医薬品コード変更品・基礎的医薬品対象品)

概況をお知らせいたします。

① 薬価基準収載医薬品コードの変更品

製品名	旧コード	新コード	その他
クロトリマゾールクリーム1%「イワキ」	2655700N1010	2655700N1192	・統一名称収載から銘柄名収載または銘柄名収載から統一名称収載への変更による
クロベタゾールプロピオン酸エステル軟膏0.05%「イワキ」	2646713M1217	2646713M1012	
クロベタゾールプロピオン酸エステル軟膏0.05%「MYK」	2646713M1209	2646713M1012	
ジフルプレドナートローション0.05%「イワキ」	2646725Q1017	2646725Q1084	
デルモゾールDPクリーム0.064%	2646703N1014	2646703N1111	
デルモゾールDPローション0.064%	2646703Q2017	2646703Q2033	

薬価改定の際に薬価収載方式が変わることがあります。これは、収載方式が変更されるためです。なお、今回レセプトコードやほかの流通コードの変更はありません。

統一名称収載品とは、薬価収載の形式の一つで、成分、剤形、規格および薬価によって統一名称で収載する方式です。この場合、製品名ごとの個別の収載ではなく一般名のブランドなしの製品として収載され、官報などの当局の告示においてはそれぞれの販売名の表示は行われません。一般に、同じ成分の中で薬価が著しく低い医薬品において統一名称収載の方法が取られ、それ以外の医薬品は銘柄名別収載の方法が取られます。(統一名称収載品目は、保険薬辞典等でご確認いただけます。)

銘柄名別収載品とは、一般的な薬価の収載形式です。当局の告示において販売名で表示されます。

② 基礎的医薬品等

・基礎的医薬品

製品名	概況	変更調剤	その他
ポビドンヨードガーグル液 7%「イワキ」	基礎的医薬品を維持	可	・2022 年より基礎的
ゲンタマイシン硫酸塩軟膏 0.1%「イワキ」	基礎的医薬品を維持	可	・2020 年より基礎的 ・同規格内薬価差有
デルモゾールG軟膏	基礎的医薬品を維持	可	・2018 年より基礎的
デルモゾールGクリーム	基礎的医薬品を維持	可	・2018 年より基礎的
デルモゾールGローション	基礎的医薬品を維持	可	・2018 年より基礎的
サレックス軟膏 0.05%	基礎的医薬品を維持	可	・2024 年より基礎的
サレックスクリーム 0.05%	基礎的医薬品を維持	可	・2024 年より基礎的
ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル軟膏 0.05%「MYK」	基礎的医薬品を維持	可	・2024 年より基礎的
ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステルクリーム 0.05%「MYK」	基礎的医薬品を維持	可	・2024 年より基礎的
消毒用イソプロパノール液 50%「ヤクハン」	基礎的医薬品を維持	可	・2024 年より基礎的

・基礎的外れ医薬品

・製品名	概況	変更調剤	その他
白色ワセリン(小堺)	2025年基礎的医薬品対象品目リストから除外	不可	2024 年に基礎的医薬品外れから基礎的医薬品に改定
イワコールエタノール消毒液 0.5%	2025年基礎的医薬品対象品目リストから除外	可	2024 年より基礎的
希ヨードチンキ「コザカイ・M」	2025年基礎的医薬品対象品目リストから除外	不可	2024 年より基礎的
ヨードチンキ「コザカイ・M」	2025年基礎的医薬品対象品目リストから除外	不可	2024 年より基礎的

薬価改定において、低薬価品の特例として基礎的医薬品という取り扱いがあります。

基礎的医薬品とは

「医療上必要性が高い医薬品については継続的な安定供給を確保する必要があるが、長期に薬価収載されている一部の医薬品では、製造原価の上昇、市場取引価格の低下等により、継続的な安定供給が困難な状況に陥るものが出てきている。このため、次の全ての要件を満たす医薬品については、薬価制度上、「基礎的医薬品」として取り扱い、最も販売額が大きい銘柄に価格を集約するなどして、安定供給の確保を図っている(平成 28 年度以降)。」

参考資料: <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001027748.pdf>



診療報酬上の後発医薬品として変更調剤が行われていた成分・規格は、基礎的医薬品になった後も変更調剤は可能です。(基礎的医薬品外れも可能です。)ただし、診療報酬上の後発医薬品としての加算の対象とはなりません。

参考資料: <https://www.mhlw.go.jp/topics/2025/04/tp20250401-01.html>



同じ規格の基礎的医薬品内で薬価差がある薬剤は、変更調剤にあたって患者説明が必要になる場合があります。

以上